

## 埼玉県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

### 第1 目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、埼玉県内の市町村（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項）及び中核市（同法第252条の22第1項）は除く。以下同じ。）とする。

### 第3 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（知事が支給認定した者に限る。）とする。

ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

### 第4 給付の申請

- 1 市町村は、用具の給付を希望する18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（別紙様式例1。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。
- 2 申請書を収受した市町村は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに「調査書」（別紙様式例2）を作成すること。なお、この実地調査にあたっては、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することも可能である。

### 第5 給付の決定

- 1 市町村は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- 2 市町村は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別紙様式例3）及び日常生活用具給付券（別紙様式例4。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式例5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

### 第6 用具の給付

- 1 市町村は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- 2 市町村は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるような経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付すること。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

#### 第7 費用の負担及び支払

1 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 1により扶養義務者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。

なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し、給付券を添えて、2により負担することとされている額を支払うものとする。

4 市町村は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から3により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 4による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

#### 第8 用具の管理

1 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

#### 第9 給付台帳の整備

市町村は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

#### 第10 県及び国の補助

本事業に要する経費については、市町村の支弁とし、県及び国は予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3の本文中、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に改める部分については、平成18年10月1日から施行し、それ以前の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。ただし、別表2徴収基準額表の備考の「所得税法等の一部を改正する法律」を加える部分については平成26年4月1日から、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分については平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行し、令和5年10月1日から適用する。